群馬県公安委員会公告第１号

道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第１０８条第１項（免許関係事務の委託）及び第１０８条の２第３項（講習の委託）の規定による業務委託の認定申請について、次のとおり公募に付する。

令和８年１月１６日

群馬県公安委員会委員長　久保田　寿栄

記

１　公募に付する事項

⑴　仮運転免許事務

⑵　認知機能検査等事務

⑶　運転技能検査事務

⑷　停止処分者講習

⑸　取得時講習

⑹　指定自動車教習所職員講習

⑺　更新時講習（特定任意講習を含む。以下同じ。）

⑻　高齢者講習（特定任意講習を含む。以下同じ。）

⑼　違反者講習

２　応募要件に関する事項

⑴　群馬県内に本店又は支店を有している法人であること。ただし、停止処分者講習、指定自動車教習所職員講習、更新時講習及び違反者講習の応募については、この限りでない。

⑵　免許関係事務の委託については、当該事務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有していること。

⑶　講習の委託については、道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者で、当該講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有していること。

⑷　道路交通法第５１条の８第３項第２号に該当していないこと。

⑸　各業務について、群馬県公安委員会又は群馬県警察本部長が認定した講師等が確保できること。

３　応募手続の問合せ先等

⑴　応募手続の問合せ先

群馬県前橋市元総社町８０番地４

群馬県警察本部交通部運転管理課教習所係（群馬県総合交通センター内）

電話番号　０２７－２５３－９３００（内線２９２）

⑵　関係書類の交付場所及び交付期間

ア　交付場所は、上記（１）に同じ。

イ　交付期間は、令和８年１月１６日（金）から１月３０日（金）までの間（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前９時から午後５時までの間とする。

⑶　応募書類の提出場所及び提出期限

ア　提出場所は、上記（１）に同じ。（直接持参すること。）

イ　提出期限は、令和８年２月１２日（木）午後５時までとする。

⑷　その他

応募書類の作成に要する費用は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

４　応募の無効

応募要件を満たさない者その他公募条件に違反した者の応募は、無効とする。

５　その他

⑴　この公募は、令和８年度に上記１の委託業務実施を希望する者がいるか否かを確認するため、認定申請書等の提出を招請するものである。

なお、認定に際しては、道路交通法施行規則（昭和３５年総理府令第６０号）第３１条の４の２又は第３８条の３の規定による業務履行能力等についての審査を行う。

⑵　停止処分者講習、指定自動車教習所職員講習、更新時講習及び違反者講習については、認定された者を相手方として、群馬県警察本部長による一般競争入札を行う。

⑶　仮運転免許事務、認知機能検査等事務、運転技能検査事務、取得時講習及び高齢者講習については、認定された全ての者と随意契約による手続を行う。